

表彰審査委員会 会議結果

- 1 日 時 平成23年5月12日(木) 午前10時00分～午前11時20分
- 2 場 所 役場審議室
- 3 出席者 表彰審査委員会委員
西村町議会議長、長谷川副議長、岩田総務産建委員長、
向山町長、北川教育長 5人
総務課 田中総務課長、石田主幹、床鍋主査 3人 合計8人

4 会議の概要

向山町長(表彰審査委員会委員長)のあいさつの後、表彰基準等の見直し(表彰関係例規の改正)について、資料に基づき協議を行った。

表彰基準等の見直し(表彰関係例規の改正)について

勤続表彰の廃止

町長ほか附属機関の委員等を含めて、その職に6年以上あった者に対し、勤続表彰を授与しているが、すべての者に上位表彰(社会貢献や自治功労)の道が確保されていることから、廃止することとする。

表彰基準、基準在職年数等の整理(自治功労表彰)

表彰基準では、国会議員又は道議会議員の基準在職年数は4年となっているが、町長は8年となっており、その整合性からも8年とする。

表彰基準、基準在職年数等の整理(社会貢献賞)

町職員、農業、商工業者、勤労者など、職業として従事している者については、表彰の対象から削除する。

基準在職年数を原則20年以上に統一する。ただし、別表第1の第3号に規定する民生児童委員、人権擁護委員、保護司、行政相談委員については12年とするほか、消防団員、統計調査員は30年とする。

教育・文化・体育の振興発展の功績者は、基本的に教育委員会表彰で対応し、町の表彰は教育委員会表彰と重複しない功績者とするに改める。

基準在職年数の満たない期間が1年以内の者の特例を廃止する。

感謝状

現行は寄付の金額により、感謝状(100万円以上)、善行表彰(300万円以上)、社会貢献賞(700万円以上)となっているが、金額にかかわらず感謝状で統一することとする。また、記念品は出さないこととする。

その他

表彰額について、東川町では地元の木工業者が作成したものを使用しているとのことだが、町でもそのように調達できないかとの意見あり。